御嵩町自治会支援制度



自治会への支援の種類

1. 補助金

	名 称	担 当 課	ページ
	補助金制度の流れ		2
1	地区集会施設整備補助 住民環境課		3
2	2 地区集会施設耐震診断補助 建設課		4
3	地区児童公園などの福祉施設整備補助	福祉課	5
4	消防防災用資機材購入・施設整備補助	総務防災課	6
5	自主防災組織活動補助	総務防災課	7
6	防犯灯の設置補助	総務防災課	8

2. 資材支給

	名 称	担 当 課	ページ
7	道路•水路補修資材支援	建設課	9

3. その他

	名 称	担 当 課	ページ
8	社会奉仕活動等による損害補償対応	建設課	10
9	地域環境保全活動支援金交付	建設課	11
10	緑化推進活動助成	農林課	12

補助金制度の流れ

は自治会で

でに提出)

補助金交付申請

補助対象事業を実施しようとするときは、各担当課へ補助金交付申請書及び必要書類等を提出してください。



- ※ <u>事業着手前に必ず申請をしてください。着手前に申請書の</u>提出がない場合は、補助金が交付できないことがあります。
- ※ 申請に必要な書類は、担当課で確認してください。

交付指令書送付



担当課は申請書を受理した後、速やかに内容の審査を行い補助金交付対象事業に該当するか確認し、該当する場合は交付指令書を発行します。

事業実施

交付指令書の発行を受け、事業を実施します。

事業完了したら実績報告書を担当課へ提出してください。



実績報告



完了検査



提出された実績報告書は申請内容の確認を行い、完了検査をします。検 査が完了すると補助金交付が確定します。

(事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日ま

補助金交付額確定通知書送付



補助金交付金額確定通知書が発行されます。

補助金請求



補助金交付



補助金額確定通知を受け補助金請求書を担当課へ提出してください。

補助金請求書を受理後、補助金が交付されます。(銀行振込)

受 領

振り込まれた金額に間違いがないか確認してください。

1	地区集会施設整備補助
目的	地区における集会施設の建設又は改修などに必要な資金の一部を 補助することにより、集会施設の整備改善を図り地域の振興に役立て る。
対象施設	自治会及び自治会内にある班など組織団体が設置し、利用・管理する公民館その他の集会場
対象経費	集会施設の建設、改修などに要する経費 ただし、次に掲げる額を控除したもの。 1 集会施設の用地の取得及び造成に要する経費 2 備品購入費 3 設計管理に要する経費 4 町長が特定財源と認めた額
補助額など	【建設】集会施設の新築、改築及び増築 補助対象経費の4分の1以内(限度額500万円) ただし、当該集会施設の床面積が200㎡を超え、かつ、当該自治会 の戸数が150を超える場合は800万円 自治会内の組織団体が施工する事業の場合は、補助対象経費の5分 の1以内(限度額250万円) 増築の場合は、増加する面積が20㎡以上となるものが補助対象 【改修】集会施設の改造及び修理 補助対象経費の4分の1以内(限度額100万円) 補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象外 【耐震補強】集会施設の耐震補強工事 補助対象経費の2分の1以内(限度額500万円) 耐震診断により倒壊または恐れがあると診断された集会施設で、災害発生時において町の認定を受けた防災リーダーを中心とした自主防災組織等の指揮により、自主的な避難所運営ができることが条件 ※改修・耐震診断を併せて行う場合は、それぞれに区分した補助率になります。 【取得】建築物を購入し、移設することなく集会施設として使用 購入費及び改修費の合計額の4分の1以内(限度額250万円) 【被災集会施設】全壊した集会施設の解体・撤去 補助対象経費の2分の1以内(限度額50万円)
担当	
ᄲᆿ	住民環境課 ふれあい住民係 内線2103

2	地区集会施設耐震診断補助
目的	地震発生時における地区集会所の倒壊等による災害を防止するため、地区集会所の耐震診断に係る費用を補助することで、地区集会所の耐震化を促進する。
対象施設	自治会及び自治会内にある班など組織団体が設置し、利用・管理する公民館その他の集会場のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
対象経費	集会施設の耐震診断に要する費用。ただし、次の方法により算出した額、かつ1棟あたり150万円を限度とする。 (ア)面積1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡以内 (イ)面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 (ウ)面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡
補助額など	○補助率 補助対象経費の3分の2以内(限度額100万円)
担当	建設課 管理係 内線2165

3	地区児童公園などの福祉施設整備補助
目的	地区の児童公園など福祉施設の設置及び整備に必要な資金の一部を補助することにより、地域福祉の向上に役立てる。
対象施設	〇自治会が設置し、利用及び管理する児童公園 〇その他の公園的福祉施設で、その地区の児童福祉その 他の集団福祉活動に使われる施設
対象経費	児童公園など福祉施設の設置、整備に要する経費 ただし、次に掲げる額を控除したもの。 1 施設の用地の取得及び造成に要する経費 2 福祉活動のための屋外遊具、用具及び利用設備、保安設備など地上構造物以外の一般的施設、設備、備品購入などに要する経費 3 町長が特定財源と認めた額
補助額など	【建設】(公園の新設) 補助対象経費の2分の1以内(限度額30万円) 1箇所に要する土地の利用面積は、300㎡以上となるもの。 補助対象経費が5万円未満の場合は補助しません。 【整備】(遊具の増設・改修など) 補助対象経費の2分の1以内(限度額10万円) 補助対象経費が2万円未満の場合及び維持・管理に要する経費は補助しません。
担当	福祉課 児童福祉係 内線2125

4	消防防災用資機材購入·施設整備補助
目的	自主防災組織が保有し、又は管理する消防防災用資材及 び施設の整備のために必要な経費の一部を補助し、地域防 災の強化を図る。
対象施設	消火、救助、避難など消防防災活動に必要な機械器具、用品のうち、町長が認めたもの及び消防防災用資機材を常時保管する建築物
対象経費	消防防災用資機材の修理費、新規購入費及び防災倉庫の 建設費
補助額など	【資機材の修理・購入】 補助対象経費の2分の1以内(限度額25万円) ※補助対象とならない物品もありますので、事前にご相談 ください。 【防災倉庫の建設】 補助対象経費の2分の1以内(限度額50万円) ※土地代金は補助対象経費に含みません。
担当	総務防災課 防災安全係 内線2206

5	自主防災組織活動補助
目的	地域での防火や防災意識の向上を図る。
対象団体	消防防災活動を目的に、自治会(1又は複数)を単位として 自主的に組織した自主防災組織
対象経費	自主防災組織の活動運営に要する経費
補助額	活動経費以内で限度額2万円 ただし、車両所有の場合は車検時に5万円
担当	総務防災課 防災安全係 内線2206

6	防犯灯の設置補助
目的	必要な箇所に防犯灯を設置することについて、補助金を交付 し、事故や犯罪のない明るい町づくりを図る。
対象施設	自治会又は複数の自治連合会が自主的に設置し、維持管理する照明灯で、町長が防犯灯として認めたもの。
対象経費	① 取り付け箇所は、電柱など耐久力のあるものとし、かつ、街の美観をそこなわないもの。 ② 電気工事士法に規定する電気工事士免状を有するものが工事施工にあたったもの。 以上の条件を満たす防犯灯の設置工事に要する経費。 ※修繕は対象外となります。
	【既設施設に設置する場合】
	LED式1基につき設置事業に係る工事費用の4分の3または 2万5千円の限度額のいずれか少ない額とする。
	【専用柱により設置する場合】
補助額など	LED式1基につき設置事業に係る工事費用の4分の3または 3万5千円の限度額のいずれか少ない額とする。
	・補助額に千円未満の端数が生じたとき、端数は切り捨て
	※この補助金を受けて設置した防犯灯は、設置場所の移動または廃灯を行う場合、「防犯灯設置場所変更(廃止)承認申請書」の提出をお願いします。
	※この補助金を受けて設置した防犯灯の維持管理費及び電気料は、補助を受けて設置した者の負担とします。
担当	総務防災課 防災安全係 内線2207

目的し、自する。	台会が実施する道路・水路の補修に使用する資材を支給 目治会が主体的におこなう地域の道づくりや川づくりを支援。 各や水路の維持・補修に必要な資材や重機
支給資材 道路	各や水路の維持・補修に必要な資材や重機
	台会内の道路・水路を、自治会で補修、維持する場合に予 範囲内で支給。ただし、農業用施設は除く。
中で いまで の普 内 容 砕石	(町道・赤道)の維持補修には・・・ 日やU字溝・アスファルト・コンクリート蓋などの資材を支給す。 通河川(一級河川以外の川・水路)の維持補修には・・・ 日・U字溝・コンクリートなどや土砂浚渫などに使用する重 、ックホウ・ダンプトラックなど運転手付)を準備します。
担当	建設課 土木係 内線2161・2162・2163

8	社会奉仕活動等による損害補償対応
目的	自治会等による町道等の清掃(草刈り等)の活動により発生した不 慮の過失事故による損害補償対応を行う。
対象活動	地域住民が団体で実施する社会奉仕活動(ボランティア活動) 1. 無報酬で行われること 2. 労力の提供がなされること 3. 町の管理下で行われること(活動参加者が名簿で確認できること) ※水路等については、水利組合等の利害関係者は対象にならない
対象施設	町道、赤道、普通河川、水路(農業用施設は除く)
概 要	届出書 各自治会及び各班又は組単位とし、実施日の7日前までに代表者が届け出ること。 確認書 事故が発生した場合は事実を確認した報告を行うこと。
補償内容	〇保険金額 全国町村会総合賠償補償保険制度を適用した場合 (1)死亡保障保険金額 1名につき 上限500万円まで (2)後遺障害補償保険金額 1名につき 20万円~500万円まで (3)入院医療補償保険金額 入院日数に応じ 2万円~30万円まで (4)通院医療補償保険金額 通院日数 0.5万円~12万円まで ※入院医療と通院医療の両方の支払いはできないため、どちらかを選択 ※物損事故(草刈り時の飛び石等)については、保険適用外となります。
担当	建設課 管理係 内線2166

9	地域環境保全活動支援金交付
目的	町が管理する道路又は河川の環境保全活動を自主的 に行う団体に対し、地域環境保全活動に係る支援金を 交付するもの
支援対象団体	次のいずれにも該当する団体 ① 10人以上の町内に在住、在学又は在勤する者で構成されている ② 政治、宗教又は営利を目的としない団体 ③ 支援対象活動を年度内に3回以上行うこと ④ 団体構成員のうち1人以上の成人を含む団体
支援対象活動	町が管理する道路又は河川(農林業施設を除く)における 除草及びゴミ拾い、街路樹の維持管理 ※活動の実施延長が300m以上であること
支援金の額	1団体につき毎年度3万円 ※事前に団体登録が必要です
担当	建設課 管理係 内線2166

10	緑化推進活動助成
目的	苗木を植樹することにより、町内緑化推進に関わる活動を 助成します。
対象地	町内にある公共用地
対象経費	苗木(緑化木)代及び苗木固定用の支柱等の費用
助成金など	税込みで5万円まで(複数見積書の金額の少ない金額)
	年間3~5団体
	緑化推進活動助成事業申込用紙等を活動実施日の15日 前までに提出
担当	農林課森づくり係(御嵩町緑化推進委員会) 内線2144